

## 第6章 環境保全のための基盤的、横断的な施策の推進

環境・経済・社会的課題が複雑に絡み合っている状況においては、環境政策についても、特定の施策が複数の異なる課題を解決するよう、分野横断的に施策を展開し、これらの課題の同時解決を目指すことが重要です。環境学習・環境保全活動の推進、環境関連産業の振興、環境と調和した産業の振興などにより、各分野が相互に関連しながら、持続可能な社会の構築に向けた取組を進めていきます。

### 第1節 環境学習の推進と環境保全活動の促進

#### 現況と課題

現在、私たちは、地球温暖化や生物多様性の損失など、多くの環境問題に直面しています。これらの問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動における環境負荷が自然の再生能力を超えてしまったことに起因しています。

また、我が国では、本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎え、地域コミュニティの機能低下による環境保全の取組への影響が懸念されているほか、近年頻発する気象災害や今般の新型コロナウイルス感染症の拡大においても明らかとなったように、現代の環境・経済・社会の諸課題は相互に関連し、複雑化してきています。

こうした課題を解決し、持続可能な社会を実現するためには、私たち一人ひとりが環境問題を「自分ごと」として捉え、自らのライフスタイルや事業活動を環境に配慮した形へ転換するなど、具体的に行動していく必要があります。そのためには、「行動する人づくり」を進めていくことが重要です。

県では、2007年に改定した「千葉県環境学習基本方針」に基づき環境学習等の推進を図ってきましたが、時代や社会の変化を踏まえ、持続可能な社会の実現に向けて、あらゆる世代、あらゆる主体の具体的な行動を一層促すため、2021年3月に新たに「千葉県環境学習等行動計画」を策定しました。環境への意識だけでなく、行動へとつながられるよう、SDGsの視点や体験活動の手法を取り入れながら、環境学習や環境保全活動を推進し、これらを県民・NPO・学校・事業者等、多様な主体との連携・協働により進めていくことが重要です。

#### 県の主な取組・施策展開

##### 1 環境学習の推進

##### (1) 環境学習を推進する人材の育成と活用

##### ア 環境教育指導者養成研修

環境学習・環境保全活動を進める指導者としての力を備えた人材を育成するため、学校教員やNPO等の指導者を対象とした研修を実施しました。2023年度は、体験活動を通じて学びを深めることの重要性に鑑み、森林環境教育プログラム「LEAF」を取り入れた体験型の研修を3回実施し、計41名が参加しました。



## イ 千葉県地球温暖化防止活動推進員出前講座

地球温暖化問題について、地域で普及啓発活動を行う千葉県地球温暖化防止活動推進員の知識や技能向上に係る研修を行い、県内各地で開催される講習会や研修会等に推進員を講師として派遣する出前講座を実施しています。

2023 年度は、出前講座を 100 回開催し、3,274 名が参加しました。

## (2) 環境学習機会の提供

### ア ちば環境学習応援団登録制度

県民、学校、地域団体などの自主的な環境学習及び環境保全活動の支援を目的とし、講師派遣や施設見学、体験活動等に協力いただける事業者や団体を「ちば環境学習応援団」として登録し、県ホームページで情報提供を行いました。2023 年度末現在、延べ 28 の事業者及び団体を登録しています。

2023 年度は、各団体により計 326 回の講演等が開催されました。

### イ 環境学習に関する情報の提供

#### 環境情報チャンネル

県民が環境学習に関する情報をいつでも入手できるよう、環境学習教材、動画等を県ホームページや YouTube（環境情報チャンネル）で公開しているほか、小学生向けのデジタルコンテンツとして、「地球温暖化問題～2つの対策～」を制作、配信しました。

また、私たちの身近で起きている環境問題や、循環型社会・脱炭素社会の実現を目指す県や県内事業者等の取組などを Twitter「環っしょい！」（@wassyoichiiba）で情報発信しました。



## (3) 環境学習の場の整備と活用

民間の土地・建物の所有者等が提供する自然体験活動などの場について、都道府県知事等が認定する「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」に基づく「体験の機会の場」認定制度の周知や、認定の場の活用促進を図りました。



体験の機会の場（森の墓苑、長南町）

## (4) 環境学習における連携・協働の推進

県における環境学習施策を総合的かつ効果的に推進するため、「千葉県環境学習等推進連絡会議」を設置し、庁内各部局における環境学習等関連事業を推進しています。

また、「エコメッセ 2023in ちば」に実行委員として参画し、多様な主体との連携・協働による環境学習の推進を図りました。

**参照** 各主体の連携・協働によるイベントの実施（第 6 章第 1 節 P143）

## (5) 県の率先取組

県職員一人ひとりが、それぞれの業務において、また生活者として家庭や地域で、環境に配慮した行動の実践者となるよう職員に対する環境研修を実施しています。

## (6) 千葉県環境学習等行動計画の策定

「千葉県環境学習基本方針」の改定から 10 年以上が経過し、環境学習等を取り巻く状況が大きく変化してきたことから、環境問題を自分ごととして捉え、問題解決に向けて行動する人づくりを一層進めるため、2021 年 3 月に「千葉県環境学習等行動計画」を策定しました。

## 2 環境保全活動の推進

### (1) 環境保全活動を促進する人材の育成

#### ア 若者が主役の環境保全活動応援事業

千葉県の環境活動をリードする若手人材の育成を目的として、若者の創意工夫による環境保全活動の企画コンペ「若者が主役の環境保全アイデアコンテスト」を開催しました。

2023 年度は 9 団体の応募があり、上位 3 団体に対して活動を支援しました。

#### イ こどもエコクラブへの支援

子どもたちの身近な自然を大切に作る心と、問題解決のために自ら考えて行動する力を育み、地域に根ざした環境保全活動の環が広がるよう、こどもエコクラブの活動を支援しています。

### (2) 環境保全活動の参加機会の創出

県では、1973 年から毎年 6 月を「千葉県環境月間」とし、環境保全に関する県民への普及啓発を目的とした各種行事を実施しています。

2023 年度は、啓発ポスターの募集・優秀作品の表彰や環境功労者への表彰を行いました。

参照 環境保全活動に対する表彰等（第 6 章第 1 節 P143）



千葉県環境月間ポスター

### (3) 環境保全活動の支援制度の整備

#### ア ちば環境再生基金の活用

ふるさと千葉の自然の保全と再生を図るため、一般財団法人千葉県環境財団に設置されている「ちば環境再生基金」を活用し、市民活動団体等が行う環境保全活動等に対する助成を行いました。

参照 各種助成事業による環境の保全・再生の推進（第 6 章第 2 節 P150）

#### イ 千葉県地域環境保全基金の活用

地域住民への環境保全の知識の普及、地域の環境保全のための実践活動に対する支援等に関する事業を継続的かつ着実に実施するために設置している「千葉県地域環境保全基金」を活用し、環境学習・環境保全活動を推進するための各種事業を実施しました。

#### （４）各主体の連携・協働によるイベントの実施

本県では、多様な主体による連携・協働を促進し、環境保全活動の普及啓発及び活動団体間の交流を目的とした県内最大級の環境イベント「エコメッセちば」を 1996 年度から開催し、市民、企業、大学、行政などのパートナーシップにより運営しています。

2023 年度に開催した「エコメッセ 2023in ちば」では、会場にて 65 の出展団体が参加し、2,300 人の来場者があったほか、オンラインにて 20 の出展団体が参加し、5,406 人（2024 年 1 月末時点）が動画を視聴するなど、環境保全に取り組む多様な立場の人々の交流、情報交換の機会を提供しました。

#### （５）環境保全活動に対する表彰等

千葉県環境月間行事として、環境月間における啓発ポスターを募集し、優秀作品への表彰を行ったほか、環境保全に顕著な功績のあった 8 名、2 団体に千葉県環境功労者知事感謝状を贈呈しました。

### 3 環境情報の提供

大気環境・水環境等の各種調査結果や環境関係情報を県ホームページで公開しているほか、パンフレットや広報誌を作成し、正確でわかりやすい情報提供に努めています。また、県文書館の環境コーナーで、環境関係の資料や図書を閲覧できるようにしています。

【県ホームページ】[www.pref.chiba.lg.jp](http://www.pref.chiba.lg.jp)⇒【環境・まちづくり】⇒【環境】

#### （１）環境白書

本県の環境の状況や環境保全に関する施策の取組状況を県民に公表するため、1971 年以降毎年環境白書を刊行しています。白書は県ホームページで公開しているほか、学校・図書館等への配布や県文書館での有償頒布を行っています。

#### （２）研究機関等からの情報提供

2023 年度の環境研究センターの調査研究の成果を年報として取りまとめ県ホームページで公表するとともに、YouTube（環境情報チャンネル）での動画配信や「環境研究センター・環境だより」の発行により広く分かりやすく情報発信を行いました。また、県民がより深く学べるように、職員の講師としての派遣等、研究機関の特徴を活かした情報提供を行いました。

## 環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

### 1 指標の現況

| 項目名                            | 基準<br>(基準年度)          | 現況                     | 目標<br>(目標年度)       |
|--------------------------------|-----------------------|------------------------|--------------------|
| 県が主催・共催する環境学習に関する行事の参加者数       | 24,590 人<br>(2017 年度) | 108,191 人<br>(2023 年度) | 25,000 人<br>(毎年度)  |
| 日常生活活動の中で、環境に配慮して行動を心掛けている人の割合 | 79.7%<br>(2018 年度)    | 81.5%<br>(2023 年度)     | 90.0%<br>(2028 年度) |

### 2 指標の推移についての評価

県が主催・共催する環境学習に関する行事の参加者数については、順調に増加し、目標を達成しました。

日常生活活動の中で、環境に配慮して行動を心掛けている人の割合については、概ね横ばいで推移しており、引き続き目標達成に向けて取り組んでいく必要があります。

### 3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

県民のニーズが多様化している中、インターネットを活用した環境学習動画の配信などの手法を取り入れたことが、参加者数の増加につながったと考えられ、引き続き、多様な手法による環境学習等の機会を提供していくことが必要です。

環境問題に関心の低い人を含め、幅広い層に環境に配慮した行動のきっかけを作っていくため、それぞれのライフスタイルに合わせて無理なく参加できるよう柔軟な形での環境学習等の機会を提供していくことが必要です。

### 4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針

引き続き、本県の環境学習を牽引する指導者の育成を進めるとともに、インターネットを活用した環境学習動画の配信、学校や地域等で行う環境学習の場への講師派遣、各種イベントの実施等、多様な学習機会の提供を図ります。

本県の環境の状況や環境保全に関する施策の取組状況、大気環境・水環境等の各種調査結果を環境白書や広報誌、インターネットなどにより、引き続き情報提供を行います。

## コラム

## ～ 若者が主役の環境保全アイデアコンテスト ～

令和5年度から若者の創意工夫による環境保全活動のアイデアコンテストを開催し、千葉県環境活動をリードする若手人材の育成に取り組んでいます。コンテストで優秀と認められた方には、活動資金として最大50万円の賞金を交付します。また、受賞団体への支援の一環として、環境保全等の活動団体や事業者、活動地域の市町村等に向けた、「若者が主役の環境保全活動アイデアコンテスト受賞者活動報告会」を開催しています。エコメッセ2023inちばで開催した令和5年度コンテストでは3団体が受賞しました。

### 第1位 成田日本菰復活チーム（千葉県立成田西陵高等学校園芸科作物専攻）

テーマ 「甦れ！耕作放棄地 ～日本菰に託す私たちの想い～」

日本菰（植物染料）を耕作放棄地で栽培し、成田日本染めとしての普及を目指す



JAL Agriport での日本菰染めつまみ細工体験



鹿角紫紺染・菰染研究会（秋田県）での染色比較

### 第2位 学生団体グリーンベース

テーマ 「里山活用コミュニティ『グリーンベース』」

市原市内で若者を対象とした里山整備等の活動体験を提供



ナラ枯れによって倒木の恐れがある木を選別



竹あかりを用いた空間デザインを実施

### 第3位 千葉大NE SO

テーマ 「地域の特色を生かした自然体験型学習プログラムの画策」

小学生から高校生までを対象とした2泊3日の自由研究プログラムを提供



裏山探検・データ収集



研究発表会

### 現況と課題

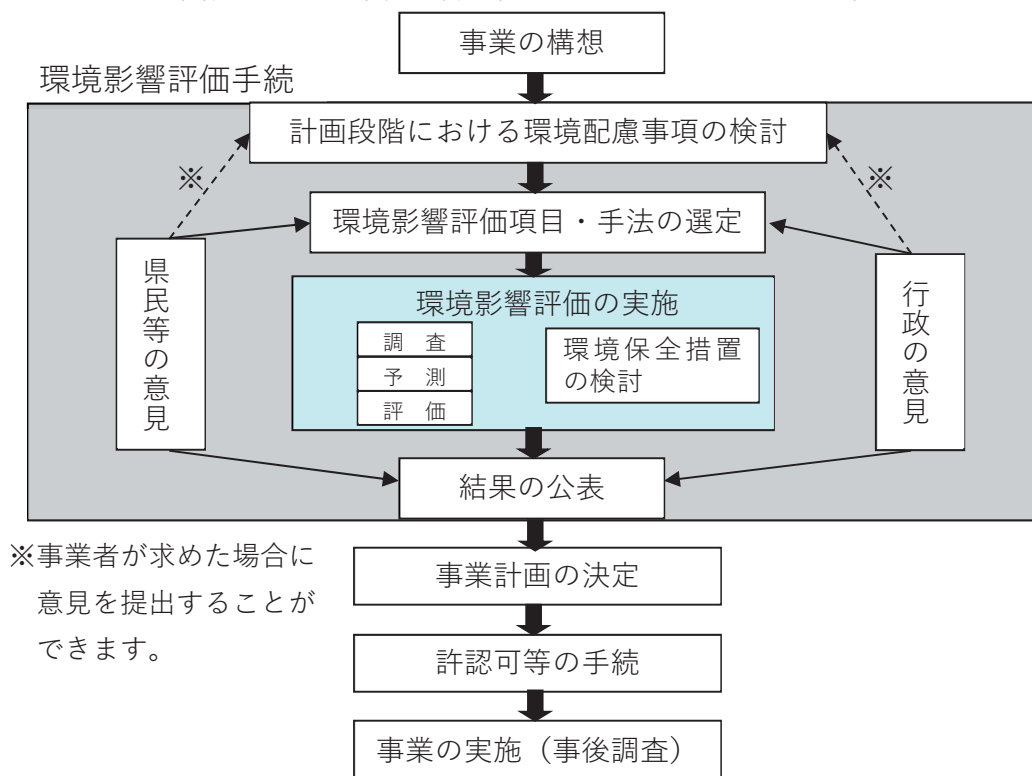
#### 1 環境影響評価制度

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、大規模な事業の内容を決めるに当たって、環境の保全の観点から踏まえてよりよい事業を作り上げていこうという制度です。手続の中で、住民や行政機関などの意見も聴きながら、あらかじめ事業者が自ら、調査・予測・評価を行った上で環境保全措置の検討を行います。本制度では、道路建設、河川工事、発電所設置、工業団地や宅地の造成など、環境への影響が大きくなるおそれのある一定の規模以上の事業を対象に、環境影響評価手続の実施を義務付けています。

環境影響評価法に基づき、統一的な環境影響評価制度が確立していますが、本県では千葉県環境影響評価条例により、法の対象とならない種類・規模の事業を対象事業に加えるとともに、法の対象事業も含めて、事後調査報告書の作成や県民等の意見を聴く機会の拡充など、独自の手続を追加しています。

県では、環境影響評価制度の的確な運用に努めているところですが、事業特性や地域の実情などを踏まえながら、より効率的・効果的に対応していくことが重要となっています。

図表 6-2-1 環境影響評価制度に定める基本的な手続



#### 2 調査研究体制

千葉県では、環境の試験研究機関として環境研究センターを設置し、時代の要請に応えながら、多様化・複雑化する環境問題を解決するための調査研究に取り組んできました。

東日本大震災時に生じた本県への環境影響への対応についても、環境研究センターに過去から集積されている知見や技術を役立ててきたところです。

今後、首都直下型の地震が想定されること、また、環境影響が懸念される大規模な事業が計画されていることから、更なる新たな知見や技術を取り入れ、効果的に課題を解決できるように調査研究体制を一層充実させることが求められています。

また、得られた成果や培ってきた技術等を、市町村等に広く還元することも重要です。

3 ちば環境再生基金

ちば環境再生基金は、2002 年度から、ふるさと千葉の自然の保全と再生に取り組む環境保全活動への助成金として活用されています。

今後も、ちば環境再生基金の設置を継続し、これまで以上に県民一人ひとりに基金の存在と基金による助成事業を知ってもらい、さらには、県民自身が積極的に「自然環境の保全と再生」や「循環型社会」の活動に関わっていく仕組みを構築していくことが重要です。

ちば環境再生基金マスコットキャラクター  
ちば犬（けん）



県の主な取組・施策展開

1 環境影響評価制度の充実

2023 年度は、11 件の事業について環境保全の見地から知事の意見を述べました。（図表 6-2-2）

事業による環境への影響の回避・低減を図るため、調査・予測・評価、環境保全措置の検討、工事着手後の調査などが適切に行われるよう事業者を指導するとともに、温暖化防止対策等の事業を取り巻く状況や地域環境の保全等、事業特性や地域の実情を踏まえた審査を行うことにより、制度的確な運用に努めています。

また、環境影響評価手続への県民等の参加を促進するため、より分かりやすい図書の作成を事業者に指導するとともに、環境影響評価手続の進捗状況等をホームページに掲載し、県民等への情報提供を行っているほか、図書に対する意見提出をインターネット経由でも行えるようにしました。

図表 6-2-2 2023 年度 知事意見提出状況

| 事業名【手続段階】                                      | 対象事業の区分<br>(法・条例) | 対象事業の種類             |
|------------------------------------------------|-------------------|---------------------|
|                                                |                   | 事業規模                |
| (仮称) 千葉県いすみ市沖における洋上風力発電事業（三菱商事洋上風力株式会社）【配慮書】   | 法                 | 風力発電所の設置            |
|                                                |                   | 発電所の出力 最大 52 万 kW   |
| 日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業【準備書】           | 条例                | 廃棄物焼却等施設の新設         |
|                                                |                   | 処理能力 141t/日         |
| 大塚山処分場増設事業～第四処分場建設及び第三処分場（3-2）嵩上げ～【方法書】        | 条例                | 廃棄物最終処分場の変更         |
|                                                |                   | 増加 4.6ha 増加後 21.1ha |
| (仮称) 千葉県いすみ市沖洋上風力発電事業（東京電力リニューアブルパワー株式会社）【配慮書】 | 法                 | 風力発電所の設置            |
|                                                |                   | 発電所の出力 最大 66 万 kW   |
| (仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画【方法書】                     | 法                 | 火力発電所の設置            |
|                                                |                   | 発電所の出力 195 万 kW     |

|                                       |    |                               |
|---------------------------------------|----|-------------------------------|
| (仮称) 株式会社 T&H エコみらい廃棄物焼却処理事業<br>【方法書】 | 条例 | 廃棄物焼却等施設の新設<br>処理能力 330t/日    |
| 習志野市新清掃工場建設事業<br>【方法書】                | 条例 | 廃棄物焼却等施設の新設<br>処理能力 219t/日    |
| (仮称) 銚子風力発電所リプレイス事業<br>【方法書】          | 条例 | 風力発電所の設置<br>発電所の出力 最大2.25万 kW |
| 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業<br>【準備書】       | 条例 | 廃棄物焼却等施設の新設<br>処理能力 156t/日    |
| (仮称) 千葉県九十九里沖洋上風力発電事業<br>【配慮書】        | 法  | 風力発電所の設置<br>発電所の出力 最大46.5万 kW |
| (仮称) 松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業<br>【方法書】  | 条例 | 廃棄物焼却等施設の新設<br>処理能力 402t/日    |

## 2 調査研究体制の充実

### (1) 環境研究センターの機能強化

環境研究センターでは、全国環境研協議会や大気・水質・地質・廃棄物等各分野の学会等に参加するとともに、国立環境研究所や地方環境研究所との共同研究として8課題に取り組むなど他の研究機関との連携を深め、新たな知見や技術を積極的に取り入れ、人材の育成を図っています。

### (2) 行政課題を解決する調査研究の推進、技術支援等の充実

環境研究センターの業務概要は図表 6-2-3 のとおりです。環境研究センターでは、関係機関の要望等を踏まえて策定した事業方針に従い、2023 年度は図表 6-2-4 のとおり「**光化学オキシダント**の高濃度発生メカニズムに関する調査・研究」及び「**印旛沼・手賀沼**の水質汚濁メカニズムに関する調査・研究」に取り組むとともに、地盤沈下に関する課題など7件の調査に取り組みました。各研究及び調査については必要性や重要性を検討し、2024 年度に向けて事業実施計画の見直しを行いました。

また、航空機騒音の監視、地下水汚染や廃棄物対策等に関する関係機関への「技術支援」、排出基準を超過した事業場等への「技術指導」を行うとともに、環境保全業務を担当する市町村職員等を対象とした測定や立入検査等に係る「技術研修」を行うなど、環境研究センターが保有する知見や技術を広く活用しています。

図表 6-2-3 環境研究センターの業務概要

| 室名          | 業務概要                                                   |
|-------------|--------------------------------------------------------|
| 大気騒音振動研究室   | 大気汚染、騒音、振動、悪臭、環境放射能に関する調査研究                            |
| 廃棄物・化学物質研究室 | 廃棄物の適正処理技術及び <b>ダイオキシン類</b> などの化学物質に関する調査研究            |
| 水質環境研究室     | <b>公共用水域</b> (河川・湖沼・海域)及び事業場排水、生活排水等の処理技術とその対策に関する調査研究 |
| 地質環境研究室     | 地盤沈下や地下水汚染、地下水や天然ガスなどの持続的利用などに関する調査研究                  |
| 企画情報室       | 環境保全・環境学習・啓発に関する調査研究、地域気候変動適応センターに関すること                |

図表 6-2-4 2023 年度の環境研究センターの調査研究等の概要

| 研究業務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・光化学オキシダントの高濃度発生メカニズムに関する調査・研究</li> <li>・印旛沼・手賀沼の水質汚濁メカニズムに関する調査・研究</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 基盤業務（調査）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 基盤業務（本課、地域振興事務所及び市町村と共同で行う業務）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・降下物の調査</li> <li>・環境放射能に関する調査</li> <li>・地盤沈下に関する調査</li> <li>・地層の液状化－流動化に関する調査</li> <li>・地質汚染に関する調査</li> <li>・上ガスに関する調査</li> <li>・環境学習のためのプログラム開発及び環境情報の提供</li> </ul>                                                                                                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害大気汚染物質に関する調査</li> <li>・微粒子状物質成分分析調査</li> <li>・大気汚染防止法等に基づく工場等立入検査・分析</li> <li>・騒音調査に対する協力・技術指導</li> <li>・水質汚濁防止法等に基づく事業場立入検査等</li> <li>・東京湾の赤潮青潮調査</li> <li>・廃棄物関係業務に関する技術支援及び調査</li> <li>・一般廃棄物最終処分場の適正管理に関する技術支援及び調査</li> <li>・化学物質調査事業</li> <li>・廃棄物中及び建物の解体等に伴うアスベスト分析</li> <li>・地質環境に関する技術指導</li> <li>・大気汚染物質の常時監視に関する精度管理、技術支援</li> <li>・委託分析機関に対する技術指導</li> <li>・環境アセスメント図書審査等への技術支援</li> <li>・次期大気監視体制の検討に関する技術支援</li> </ul>            |
| 基盤業務（千葉県気候変動適応センターに関する業務）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動影響等に係る情報の収集、整理、提供等</li> <li>・気候変動影響等に係る普及啓発事業</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 共同研究                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 市町村等への技術研修                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・微小粒子状物質・光化学オキシダント調査</li> <li>・既存インフラとグリーンインフラの統合的活用による気候変動適応の検討</li> <li>・千葉県の都市域の地質地盤図作成</li> <li>・災害時等における化学物質の網羅的簡易迅速測定法を活用した緊急調査プロトコルの開発</li> <li>・光化学オキシダント等の変動要因解析を通じた地域大気汚染対策提言の試み</li> <li>・廃棄物最終処分場の廃止判断と適正な跡地利用に資する多面的評価手法の適用に関する検討</li> <li>・海域における気候変動と貧酸素水塊(DO)/有機物(COD)/栄養塩に係る物質循環との関係に関する研究</li> <li>・気候変動への適応・緩和に貢献する流域スケールのNbS研究</li> </ul> | <p>（大気保全課による研修）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気規制業務初任者研修会</li> <li>・大気環境測定技術講習会</li> <li>・ばい煙測定技術講習会</li> <li>・悪臭測定技術講習会</li> <li>・騒音・振動測定技術講習会（初級）、同（中級）</li> </ul> <p>（循環型社会推進課による研修）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物処理施設立入検査等に係る研修</li> </ul> <p>（水質保全課による研修）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁防止法に基づく立入検査等に係る研修</li> <li>・水質汚濁防止法に基づく立入検査等に係る実地研修</li> <li>・水質分析委託に関する技術研修会</li> <li>・浄化槽事務に関する新任職員研修</li> <li>・地質環境対策技術研修</li> </ul> |

### 3 ちば環境再生基金の充実と活用

#### （1）ちば環境再生基金の設置と運営

里山などの自然の荒廃、化石燃料の大量消費による地球温暖化、大量廃棄による廃棄物問題などへの対応を図るために、ふるさとの豊かな環境づくりにともに参加する思いを託せる県民総参加による基金を、一般財団法人千葉県環境財団に設置しています。

基金を適正に運営し、基金による事業を公正かつ適切に実施するため、「ちば環境再生推進委員会」において、事業に係る審査、検討等を行いました。

## (2) 啓発・募金活動の推進

県民の募金活動で基金を造成しています。

企業等への職場募金の呼びかけや、環境への関心を高めるための広報啓発を行いながら募金活動を実施したところ、2023 年度における募金額は、328 件で 10,564,701 円となりました。

## (3) 各種助成事業による環境の保全・再生の推進

地域住民や市町村が自ら又は協働によって行う環境保全活動等に対し、事業費の助成等の支援を行い、生活環境の改善や自然環境の保全・再生を推進しています。

### ア 県民の環境活動への助成

県民自らの手で千葉県の高貴な自然を保全し、環境を再生する自発的・継続的な活動を支援するため、県民団体の千葉県内における「環境の保全、[生物多様性](#)の保全、地球温暖化防止対策、省資源・リサイクル」の活動 87 事業に対して助成を行いました。

### イ 環境活動見本市普及啓発への助成

自然環境の保全・再生、資源循環型社会づくりに取り組む市町村、県民等の活動を広く周知し、県民の環境意識向上と積極的な参加を目指し実施する県民団体の環境活動 1 事業に対して助成を行いました。

### ウ 未来の環境活動担い手への助成

地域や職場で環境学習活動や環境保全活動を率先して行うことのできる人材の育成を目的として行われる活動 4 事業に対して助成を行いました。

### エ 廃食用油燃料利用促進プロジェクトへの助成

使用済み天ぷら油などの廃食用油を回収し、燃料としての利用を進める県民参加型の地球温暖化対策活動 3 事業に対し、助成を行いました。

### オ 提案型環境再生事業への助成

環境上の課題の迅速な解決を目指し、県、市町村、県民の協働により実施する提案型環境再生事業を支援するため、市町村等の「環境保全、[生物多様性](#)保全、地球温暖化防止、省資源・リサイクル活動、県民の意識の向上」などの環境上の課題の解決を目的として行われる活動 1 事業に対して助成を行いました。

### カ 負の遺産対策への助成

廃棄物の不法投棄などの負の遺産対策については、原因者による撤去を原則としています。

しかし、原因者が特定できない不法投棄や廃棄物処理法の規制以前に処分された廃棄物で、緊急に対策を実施しないと県民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものや公衆衛生に影響を及ぼすおそれがあるもの、自然の荒廃又は県民の自然環境の利用に影響を及ぼすおそれがあるものを対象に、県及び市町村からの申請を受けて、助成を行っています。

## 環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

### 1 指標の現況

| 項目名                      | 基準<br>(基準年度)      | 現況                      | 目標<br>(目標年度)               |
|--------------------------|-------------------|-------------------------|----------------------------|
| ちば環境再生基金による<br>助成事業の実施件数 | 64 件<br>(2017 年度) | 402 件<br>(2019～2023 年度) | 累計 700 件<br>(2019～2028 年度) |

### 2 指標の推移についての評価

基金による助成事業の実施件数は基準年度より増加していますが、目標達成に向け、一層の増加を図る必要があります。

### 3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

環境影響評価については、廃棄物焼却等施設の老朽化による建替え事業や洋上風力発電所の設置事業など、今後、対象案件の増加が見込まれるため、適切な事業者指導及び図書の審査を行っていくことが課題となります。

また、調査研究体制については、計画的に研究課題を設定し、随時新たな課題にも取り組む等、調査研究の充実を図っていく必要があります。

さらに、ちば環境再生基金については、県民の理解・周知がなかなか進んでいないことが課題です。

助成事業の周知を図るとともに、時代の要請に合わせ、また申請者が利用しやすいように、必要に応じて制度を見直すことが必要です。

### 4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針

環境影響評価については、事業特性や地域の実情などを踏まえ、より効果的・効率的な事業者指導及び図書の審査を行うことにより、制度の的確な運用に努めます。

わかりやすい図書の作成を事業者に指導するとともに、環境影響評価手続への県民等の参加を促進するため、条例に基づく図書に対する意見提出をインターネット経由でも受け付けています。

調査研究体制については、環境研究センター事業方針の事業実施計画に基づき調査研究を実施するとともに、関係機関からの要望課題に対して、積極的に取り組んでいきます。

ちば環境再生基金については、「ちば環境再生基金活動ニュース」やホームページ、環境フェア等のイベントにおいて、助成団体の活動情報を紹介して、基金がどのように使われているのかを十分に説明し、県民に理解を求めていくとともに、イベント等での募金活動や、事業所等への職場募金の依頼等を通じて、着実な募金活動を進めていきます。

また、県民のニーズを適切に把握し、さらに使いやすい制度に見直しを図るほか、各種助成を通じて、地域の活性化等に貢献していきます。

## 第3節 環境と経済の好循環の創出

### 現況と課題

政府は、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げ、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆるカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しました。この宣言の中で、温暖化への対応は、経済成長の制約ではなく、積極的に温暖化対策を行うことが産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要と位置付けられております。

そのためには、環境負荷を低減し、資源循環による持続可能な社会を実現させる製品・サービスを提供する環境産業や、環境と親和性が高い農林水産業や観光産業などの育成・振興が重要です。

また、太陽光や風力などのエネルギー、バイオマス資源、豊かな自然環境など地域資源の活用によって利益がもたらされ、その利益が地域内で循環することで経済効果が増大される取組も大切です。

ESG投資が世界の潮流となる中、環境に配慮した活動や取組が評価されるようになっていきます。企業もこれまで以上に環境を重視し、環境への負荷低減に寄与する設備や製品、サービスを積極的に選択するようになることで、経済の活性化にも結びついていきます。

県民も、一消費者として、自らの消費行動が社会や環境、経済に及ぼす影響を自覚し、持続可能な社会づくりを考慮した消費行動につなげていく必要があります。

このように、県民・事業者・行政など、各主体の自主的、積極的な環境保全の行動が経済を活性化させ、経済が発展することによって環境保全も促進され、環境の意識が更に高まるというように、経済と環境の好循環を創出することが必要です。

### 県の主な取組・施策展開

#### 1 環境関連産業の振興

##### (1) 循環産業の活性化

###### ア 循環産業の振興方策の検討

資源の循環による持続可能な社会を実現するため、関係団体と連携し、循環産業の活性化に向け排出事業者と処理業者等を対象とした廃棄物リサイクル促進研修会を開催しました。

参照 廃棄物排出事業者等への啓発活動（第2章第1節 P48）

参照 循環産業の振興方策の検討（第2章第1節 P48）

###### イ 先進的なリサイクル技術の普及促進

排出事業者等を対象に廃棄物リサイクル促進研修会を開催し、先進的なリサイクル事例等の紹介等を行いました。

参照 廃棄物排出事業者等への啓発活動（第2章第1節 P48）

参照 循環産業の振興方策の検討（第2章第1節 P48）

###### ウ バイオマス利活用の推進

県内に豊富に存在している様々なバイオマスを有効活用するため、研修会の開催等により



バイオマスの利活用に関する普及啓発を行い、県民の意識の醸成や事業者間の技術交流の促進を図っています。

**参照** バイオマス利活用の拡大（第2章第1節 P48）

## （2）中小企業等の事業展開への支援

### ア ちば中小企業元気づくり基金事業

製品の高付加価値化、新規事業の展開などを図るため、「ちば中小企業元気づくり基金事業」を活用して、県内中小企業による新商品・新技術開発を支援しました。

### イ 産学官連携・企業間連携の促進

環境関連産業は、今後の成長が見込まれる分野のひとつとして注目されています。そこで、本県では、環境関連等の新事業に取り組む中小企業者を支援するため、産学官連携や企業間連携による新製品・新技術の研究開発を支援するコーディネーターを配置しています。

### ウ 脱炭素に資する設備の導入促進

中小企業等が行う脱炭素に資する設備更新等にかかる経費の一部について補助を行うことにより、本県の産業部門や業務その他部門におけるカーボンニュートラルに向けた取組を推進するとともに、中小企業等のエネルギー転換や省エネ対策を支援しました。

**参照** 中小企業者等の事務所・店舗等における取組の支援・促進（第1章第2節 P26）

## 2 環境と調和した産業の振興

### （1）環境に配慮した農林水産業の推進

#### ア 「環境にやさしい農業」の推進

農業の持続的な発展に向け、生産性の向上を図りつつ、生産活動に伴う環境負荷をできる限り低減する有機農業やちばエコ農業などの「環境にやさしい農業」を推進するため、取組に必要な機械等の導入支援や消費者へのPRなどにより農業者の取組を支援しています。

**参照** 「環境にやさしい農業」の推進（第3章第3節 P71）

#### イ 耕畜連携の推進

有効なバイオマス資源である家畜排せつ物から良質な堆肥を生産するため、畜産農家に対し堆肥化に必要な施設及び機械の導入支援を行っています。

また、耕種農家が家畜ふん堆肥生産者（畜産農家）を検索できる情報提供システム（堆肥利用促進ネットワークシステム）を県で構築し、耕畜連携を図るとともに、堆肥散布機の導入支援により家畜ふん堆肥の利用を促進しています。

### （2）自然を活用した観光産業の振興

#### ア グリーン・ブルーツーリズムの推進

都市と農山漁村の交流（グリーン・ブルーツーリズム）の普及拡大に向けて、地域の特色ある農林水産物や観光資源などを活用し、農林水産物直売所や農林漁業体験施設等の魅力向上と情報発信を行うとともに、交流を担う人材の育成など受入体制の整備を行っています。

**参照** 地域資源を活用した農山漁村の活性化（第3章第3節 P71）

**参照** 都市と漁村の交流促進（第3章第3節 P73）

## イ 房総ジビエの有効利用促進

県内で捕獲され、県内の食肉処理加工施設で適切に処理・加工されたイノシシやシカの肉を「房総ジビエ」と銘打ち、食肉としての販売の促進、房総ジビエの取扱店舗の掘り起こしやジビエを地域資源として活用するため、房総ジビエ料理のコンテスト、房総ジビエに関するフェアを開催しました。（図表 6-3-1）

図表 6-3-1 「房総ジビエ」活用普及事業実施結果（2023 年度）

| 項目                    | 実績数   |
|-----------------------|-------|
| 「第 6 回房総ジビエコンテスト」の応募数 | 58 作品 |
| 「房総ジビエフェア 2024」の参加店舗数 | 74 店舗 |

## 3 新エネルギーの推進

### （1）再生可能エネルギー産業の振興

家庭への再生可能エネルギー導入の促進、事業者等による再生可能エネルギーの導入に関するワンストップ窓口による相談対応や情報提供を行うことにより、地域振興・産業振興を図っています。また、本県沖の海域で全国的にポテンシャルが高いとされる洋上風力発電について、導入に向けた取組を進めています。

参照再生可能エネルギーの導入促進（第 1 章第 1 節 P21）

### （2）水素社会の構築に向けた取組の推進

学識経験者・民間企業・大学・市町村等で構成する「千葉県水素エネルギー関連産業振興プラットフォーム」を活用し、情報共有や水素の利活用の検討を行っているほか、エネファームや燃料電池自動車（FCV）、水素ステーションの普及促進を行っています。

参照水素社会の構築に向けた取組の推進（第 1 章第 1 節 P22）

参照省エネルギー設備等の導入の促進（第 1 章第 2 節 P24）

参照次世代自動車等の普及促進（第 1 章第 2 節 P26）

## 4 環境再生に寄与する活動の促進

### （1）企業における自主的環境保全活動の推進

#### ア CO2CO2 スマート宣言事業所登録制度による支援

省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入に積極的に取り組む県内の事業者を「CO2CO2 スマート宣言事業所」として登録し、各事業所の取組を広く紹介する制度を 2016 年 10 月から実施しています。

参照CO2CO2 スマート宣言事業所登録制度による支援（第 1 章第 2 節 P25）

#### イ 中小企業への融資による支援

中小企業者等が行う再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの促進など環境保全のための取組に対して、「千葉県中小企業振興資金（環境保全資金）」により、必要な資金を融資しています。

2024 年 3 月 31 日現在の融資対象、融資条件等は図表 6-3-2 のとおりです。

図表 6-3-2 融資対象・融資条件等（2024 年 3 月 31 日現在）

|       |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 融資対象  | ゼロカーボン促進事業 | ①再生可能エネルギーの利用促進 ②蓄電池の設置<br>③電気自動車・燃料電池自動車の普及促進 ④省エネルギーの促進<br>⑤未利用エネルギーの利用促進<br>⑥メタン・代替フロン等の温室効果ガス削減対策                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|       | 環境保全事業     | ①大気汚染防止 ②水質汚濁防止 ③地質汚染対策 ④地盤沈下防止<br>⑤騒音・振動防止 ⑥悪臭防止 ⑦化学物質汚染等防止<br>⑧フロン類等排出削減対策 ⑨アスベスト対策 ⑩自動車環境対策<br>⑪環境管理システム認証取得の促進<br>⑫容器包装廃棄物再商品化の促進 ⑬敷地緑化の促進                                                                                                                                                                                                                                           |
| 融資条件等 |            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資限度額：1 中小企業者等当たり 5,000 万円</li> <li>・融資利率（融資期間により利率が異なる）： <ul style="list-style-type: none"> <li>3 年以下 年 1.1%                      3 年超 5 年以下 年 1.3%</li> <li>5 年超 7 年以下 年 1.5%          7 年超 年 1.7%</li> </ul> </li> <li>・融資期間：設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内</li> <li>・償還方法：割賦償還（据置期間 1 年以内）</li> <li>・保証料補助：保証料の 1/2 に相当する額（ゼロカーボン促進事業に限る）</li> </ul> |

## ウ 環境マネジメントシステムの普及促進

温室効果ガスの排出量削減など、環境に配慮した事業活動を推進する仕組みとなる環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21 等）を普及しています。

**参照** 環境マネジメントシステムの普及促進（第 1 章第 2 節 P26）

## （2）消費者の意識啓発

### ア グリーン購入の普及促進

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービスを選び、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。購入者の消費行動を環境に配慮したものにするすることで、供給者に環境負荷の少ない製品の開発を促し、経済活動全体を環境配慮型へ変えていくことを目指しています。

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」では、地方公共団体、事業者、国民はグリーン購入に努めることとされており、県では毎年度環境配慮物品調達方針を策定し、率先して環境に配慮した物品の購入に努めています。

### イ 消費者市民社会の進展に向けた消費者教育の推進

消費者一人ひとりが、自らの消費行動が社会や環境、経済に及ぼす影響を自覚し、持続可能な社会づくりを考慮した消費行動につなげていくため、2024 年 3 月に第 4 次千葉県消費生活基本計画を策定しました。計画の基本施策の一つである、「消費者市民を育む教育の推進」の一環として、関係部局が連携して、環境学習や食育などに取り組んでいます。

**参照** 環境学習の推進（第 6 章第 1 節 P140）

**参照** ちばエコスタイルの推進（第 2 章第 1 節 P43）

## 環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

### 1 指標の現況

| 項目名                                                                | 基準<br>(基準年度)                                                                                  | 現況                                                                              | 目標<br>(目標年度)                      |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 最終エネルギー消費量当たり<br>県内総生産                                             | 20.9 百万円/TJ★ <sub>1</sub><br>(2015 年度)<br>〔参考〕 県内総生産<br>206,549 億円<br>最終エネルギー消費量<br>988,273TJ | 21.9 百万円/TJ<br>(2021 年度)<br>〔参考〕 県内総生産<br>204,780 億円<br>最終エネルギー消費量<br>936,400TJ | 増加させます<br>(2028 年度)               |
| バイオマス資源の利用率<br>【再掲】                                                | 71%<br>(2016 年度)                                                                              | 79%<br>(2020 年度)                                                                | 80%以上<br>(2028 年度)                |
| 再生可能エネルギー導入量<br>【再掲】                                               | 10,864TJ<br>(2017 年度)                                                                         | 20,071TJ<br>(2023 年度)                                                           | 21,500TJ<br>(2028 年度)             |
| 発電設備導入量                                                            | 2,267MW                                                                                       | 3,675MW                                                                         | 4,000MW                           |
| 事務所・店舗等の延床面積 1 m <sup>2</sup><br>当たりエネルギー消費量★ <sub>2</sub><br>【再掲】 | 1.42GJ/m <sup>2</sup><br>(2013 年度)                                                            | 1.18GJ/m <sup>2</sup><br>(2020 年度)                                              | 0.5GJ/m <sup>2</sup><br>(2030 年度) |
| 製造業の生産量当たりエネルギー消費量★ <sub>2</sub> ★ <sub>3</sub> 【再掲】               | 6.48PJ/指数<br>(2013 年度)                                                                        | 5.22PJ/指数<br>(2020 年度)                                                          | 4.21PJ/指数<br>(2030 年度)            |

- ★1 県内総生産は「千葉県県民経済計算」、最終エネルギー消費量は「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁作成）の数値を使用しており、推計方法の変更等によりそれらの数値が修正されたため、再計算しています。
- ★2 「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁作成）の見直し等を踏まえ、算定方法を一部見直しており、基準と目標の指標についても、見直し後の方法で改めて算定を行っております。
- ★3 産業部門のエネルギー消費量を鉱工業生産指数（2013 年度を 100）で除したものです。「低炭素社会実行計画（カーボンニュートラル行動計画）」（一般社団法人日本経済団体連合会）の参加企業を除いています。

### 2 指標の推移についての評価

最終エネルギー消費量当たり県内総生産は、基準年度から増加しています。

2020 年度に調査したバイオマス資源の利用率は 79%であり、基準年度から 8 ポイント増加しました。

### 3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

省エネルギーの促進やエネルギー効率の向上を図る施策を展開し、各主体において取組が実施された結果、県内の最終エネルギー消費量及び県内総生産は減少しています。エネルギー生産性（最終エネルギー消費量当たり県内総生産）は、環境と経済の好循環を図る指標であることから、更なる増加に取り組む必要があります。

バイオマス資源の利用率は増加していますが、バイオマスの利活用に関しては、収集・運搬・製品への転換に係るコストの低減、製品の需要と供給のマッチング等の課題があり、今後も、より効果的な普及啓発活動を行い、バイオマスに対する県民や事業者の理解を高める必要があります。

ちば中小企業元気づくり基金については、2008 年度から 2023 年度の間に、環境関連事業を含む 581 件の中小企業の新商品開発等に対して助成を行いました。

今後も引き続き、新商品・新技術開発への支援など、中小企業に対するきめ細やかな支援を行う必要があります。

本県でも、環境関連等を含む新事業に取り組む中小企業者を支援するため、産学官連携や企業間連携による新製品・新技術の研究開発を支援するコーディネーターを配置して、競争的資金の獲得等の支援を行っています。

堆肥散布機の導入やペレット化による堆肥の利用体制整備を進めています。その一方で、堆肥化施設・機械の老朽化が課題となっています。また、家畜ふん堆肥生産者（畜産農家）が県内に偏在しているため、地域によっては堆肥の供給量が過剰になっています。

6 年目の開催となる「第 6 回房総ジビエコンテスト」では、従来の料理部門を「お店で食べるワンランク上の食事」をコンセプトとしたスペシャリテ部門として開催したことに加えて、新たに加工食品部門を設け、房総ジビエを使った加工食品のコンテストを開催しました。

環境保全資金事業については、事業者からの相談件数が少なく、融資制度の利用実績も少ない状況です。

持続可能な社会づくりを考慮した消費行動につなげていくため、消費者フォーラムや環境学習など、消費者市民を育む消費者教育が推進されています。より広く消費者の意識啓発を図るため、関係部局と連携した取組やウェブサイトの活用などが重要です。

#### 4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針

引き続き省エネルギーを促進する施策を展開し、県民・企業・行政など様々な主体と連携して、省エネルギーを促進する取組を実施します。

バイオマスの利活用を推進するため「千葉県バイオマス活用推進計画」に基づき、バイオマス資源の利活用に必要な基盤の整備が進むよう、先進的な取組事例等の情報提供を行っていきます。また、バイオマスの利活用に対する県民の意識の醸成や事業者間の交流などを促進するため、マテリアル利用が拡大しているバイオマスプラスチックなど、多様なバイオマスの利活用に関する研修会の開催やイベント等への出展による普及啓発を行います。

ちば中小企業元気づくり基金は、切れ目なく中小企業を支援するため、令和 10 年まで後継基金を造成し、引き続き県内中小企業による新商品・新技術開発を支援していきます。

今後とも、環境関連分野を含めて、新事業に取り組む県内中小企業者への支援を進めていきます。

良質堆肥を生産し耕畜連携を強化するため、堆肥化施設の適正整備・利用による良質堆肥の生産管理指導を進めていきます。また、堆肥の利用を推進するため、引き続き堆肥散布に必要な機械導入を推進するとともに、堆肥広域流通のための施設・機械導入を推進していきます。

次年度以降も、引き続き房総ジビエコンテストや房総ジビエフェアを開催し、ジビエの消費拡大と流通促進を図ります。

環境保全資金事業の利用促進のため、融資制度の周知を進めます。

消費者が消費者市民として学び、考え、合理的に判断・選択するために必要とする情報が、より広く消費者のもとに届くよう、引き続き、関係部局と連携した取組を進めるとともに、ウェブサイトを活用した情報発信など、消費者教育の一層の推進に努めます。

## 第4節 災害時等における環境問題への対応



### 現況と課題

本県では、過去に東日本大震災での地震・津波被害や風水害などの大規模災害により大きな被害がもたされてきました。また、南関東地域では、今後30年の間に首都直下地震が70%程度の確率で発生すると予測されます。さらには、地球温暖化などの影響により、台風が強大化するとともに、局地的な集中豪雨の頻度が増大すると予測され、風水害や土砂災害が増大することが懸念されます。

災害発生時には、様々な種類の廃棄物が一度に大量に発生することから、早期の復旧・復興のためには、災害廃棄物をいかに円滑かつ迅速に処理するかが重要です。そのため、県では2018年3月に千葉県災害廃棄物処理計画を策定し、非常災害時における廃棄物処理等に係る県の基本的な考え方や役割を示しました。大規模災害発生時の混乱の中でも、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理が図られるよう、具体的なマニュアル等を作成し事前に備えるとともに、大規模災害発生時における、国、県、市町村、民間団体との相互協力体制を進めることが必要です。

また、災害廃棄物は一般廃棄物であり、実際に処理する主体は市町村等であることから、災害廃棄物対策指針（環境省）を踏まえた「市町村災害廃棄物処理計画」を県内の全市町村で策定しています。

一方、災害時の有害物質飛散・漏えい対策も重要です。災害時にはアスベストを含む建築材料を使用した建物等が倒壊・破壊して外部に露出することにより、アスベストが大気中に飛散するおそれがあります。また、多数の被災した建築物等の解体・補修や、大量の廃棄物の処理が行われることが予想され、これらに伴うアスベストの飛散が懸念されます。

さらに、本県は、京葉臨海部に大規模なコンビナートを有していることなどから、災害時に有害化学物質が飛散・漏えいし、深刻な環境汚染が懸念されます。

災害時においては混乱が予想されますが、アスベストの飛散や有害化学物質の飛散・漏えいによる人の健康被害を防止し、また、生態系への影響を最小限にとどめるよう、情報を整理し、体制を整える必要があります。

### 県の主な取組・施策展開

#### 1 災害廃棄物対策の推進

##### (1) 協力体制の構築

県では阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理などの対策として相互援助協定の締結促進を図ってきましたが、1997年7月には県下全市町村及び一部事務組合によりごみ処理事業の協力を行う「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」が締結されました。

また、市町村の独力では対処できない大規模な災害廃棄物の処理について、民間業者の支援を受けることにより早期の復興が可能となることから、2003年9月に、一般社団法人千葉県産業廃棄物協会（現：一般社団法人千葉県産業資源循環協会）及び千葉県解体工事業協同組合と、それぞれ「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等

大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」を締結しました。

さらに、主に避難所における仮設トイレを対象とした、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬について、一般社団法人千葉県環境保全センターと、2007 年 8 月に「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」を締結しました。

## （２）市町村等における災害廃棄物対策の強化

大規模災害が発生した場合に生ずる災害廃棄物は一般廃棄物であることから、被災市町村が適切に処理するために、各市町村において災害廃棄物の収集、運搬の方法等について計画を定めておくことが重要です。

県では、2018 年 3 月に「千葉県災害廃棄物処理計画」を策定し、平時の備えから非常災害発生時の対応までを定め、災害廃棄物の処理等に関する県の基本的な考え方を明確にするとともに、市町村が災害廃棄物処理計画を策定するに当たり必要な事項を示しています。

また、各市町村が地域特性等を踏まえて検討すべき事項を整理し、各種計画と整合を図った災害廃棄物処理計画の策定を進めることができるよう、その参考となる項目をまとめた「市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）」を 2018 年 8 月に作成しました。

2023 年度末現在で県内の全 54 市町村で近年の災害の知見を踏まえた災害廃棄物処理計画を策定しています。

2023 年 9 月の台風第 13 号で被害を受けた市町村の災害廃棄物処理を支援するため「災害廃棄物処理市町村支援事業」を創設しました。

今後も、大規模災害に備え、災害廃棄物について、その適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速に処理できるよう、市町村の災害廃棄物対策への支援を行い、県内の災害廃棄物の処理体制の整備に努めます。

## （３）人材の育成・確保

定期的に市町村職員を対象に研修会等を開催し、災害廃棄物対策や最新の災害の知見を提供することにより、市町村職員の災害対応力向上を図っています。

また、県においては、県災害廃棄物処理計画等の策定・改定を通じて人材の育成を図るとともに、その記載内容について、平常時から職員に周知し、災害時に計画等が有効に活用されるよう教育の継続的な実施に努めています。

## 2 災害時の有害物質飛散・漏えい対策

### （１）アスベストの飛散防止対策

災害発生時のアスベストの飛散防止対策に活用できるよう、アスベスト含有建材（吹付けアスベスト等のレベル 1 及びアスベストを含有する保温材等のレベル 2）を使用している建物等の情報を収集し、各市町村に提供しています。

### （２）有害化学物質の汚染防止対策

PRTR 制度や水質汚濁防止法等に基づく届出情報を基に、災害時には、関係機関へ必要な情報提供を行うとともに、立入検査などにおいて、漏えい防止構造や点検の記録等を確認し、

事業者指導を行っています。

## 環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

### 1 指標の現況

| 項目名                  | 基準<br>(基準年度)       | 現況                | 目標<br>(目標年度)      |
|----------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 災害廃棄物処理計画の策定<br>市町村数 | 3 市町村<br>(2017 年度) | 全市町村<br>(2023 年度) | 全市町村<br>(2020 年度) |

### 2 指標の推移についての評価

目標年度までの全市町村での計画策定は達成できませんでしたが、2023 年度末で目標を達成しました。

### 3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

市町村を対象として、定期的に研修会を開催し、計画の策定に必要な情報を提供するとともに、2018 年 8 月に「市町村災害廃棄物処理計画策定モデル」を提供することで市町村の計画策定を促してきたところ、全市町村で計画が策定されました。

### 4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針

今後は、策定済みの市町村において、地域ごとの課題に対応した効果的な研修会の実施や、災害を想定した演習の開催等により、より実効性のある計画となるように、見直し作業等の支援を実施していきます。

## 第5節 その他の環境保全対策

### 1 環境の保全に関する協定

#### (1) 制度の概要

京葉臨海地域（千葉市～富津市）では、企業の事業活動に伴って発生する公害を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として、立地企業と県・地元市の三者間で、「環境の保全に関する協定」を締結し、法令よりも厳しい排出基準等を設定することなどにより地域と企業の実情に応じた環境保全対策を推進しています。

この協定は、環境保全の理念や基本的な事項を定めた「基本協定」と、大気汚染や水質汚濁の防止等のための具体的な排出基準等を定めた「細目協定」で構成されています。

現在の細目協定は2020年4月から運用しており、適用期限は2030年3月までとなっています。

#### (2) 経緯

1968年11月に東京電力（株）と「公害の防止に関する協定」を締結したのを始めとして、主要企業と公害防止協定を順次締結し、公害の防止や生活環境の保全を図ってきました。2010年2月には、内容の見直しを行い、協定項目に地球環境保全等を加え、環境保全活動の推進及び住民への周知などを明記した「環境の保全に関する協定」を新たに締結しました。2024年3月末現在で、53社62工場との間で協定を締結しています。

#### (3) 主な取組

##### ア 基本協定

- ◆環境保全対策（公害防止、廃棄物処理、化学物質環境リスク低減、地球環境保全）
- ◆環境管理の徹底（環境管理体制、公害防止施設等改善）
- ◆細目協定、年間計画書、生産施設等の事前協議
- ◆公害発生時等の措置（公害発生時、事故時等）
- ◆報告、立入調査、違反時の措置、被害補償
- ◆環境保全活動の推進、住民への周知 など

##### イ 細目協定

- ◆大気汚染の防止
  - ・工場排出総量基準（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん）
  - ・施設排出濃度基準（窒素酸化物、ばいじん、ベンゼン等）
  - ・施設の構造等の基準（粉じん、揮発性有機化合物）
  - ・対策の効果確認（粉じん）
  - ・測定（ばい煙、有害大気汚染物質等） など
- ◆水質汚濁の防止等
  - ・濃度基準（生活環境項目（COD、窒素、りん等）、有害物質等）
  - ・負荷量基準（生活環境項目（COD、窒素、りん等））
  - ・水質の測定 など
- ◆地質汚染の防止（土壌調査等の記録・保存）
- ◆地盤沈下の防止（地下水採取量の基準、報告）
- ◆騒音・悪臭の防止（基準、改善要請） など

## 2 かずさ環境協定

### (1) 概要

かずさアカデミアパークにおける総合的な環境保全対策を目的として、県、地元市（木更津市、君津市）、立地企業等の三者間で「かずさ環境協定」を締結しています。

1994年6月に（財）かずさディー・エヌ・エー研究所と協定を締結したのを始めとして、2024年3月末現在、28事業所との間で協定を締結しています。

今後もちかずさアカデミアパークへの事業所進出に伴い、協定締結の申入れを行っていく予定です。

### (2) 主な取組

#### ◆環境の維持・向上のための基本的方向

- ・環境への負荷の軽減
- ・かずさアカデミアパーク及びその周辺地域の環境の向上 など

#### ◆環境活動の内容

- ・公害防止、環境保全対策の実施
- ・化学物質、バイオテクノロジー等の安全管理
- ・廃棄物の適正処理等
- ・緑地、景観等の維持・向上等 など

#### ◆環境活動管理制度

- ・環境保全組織の整備
- ・環境報告書の作成
- ・住民との交流の促進
- ・事前協議、事故対応、報告及び調査等 など

#### ◆責務の確認

- ・違反時の措置、被害補償、情報の適正な管理等 など

## 3 特定工場における公害防止組織の整備

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場を設置する事業者は、工場内に公害防止管理者等から成る公害防止組織を整備し公害の防止に努めることとされています。

同法の対象となる特定工場は、製造業、電気・ガス・熱供給業に属し、かつ、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、振動発生施設、**ダ**  
**イオキシ**ン類発生施設のいずれかを設置している工場です。

公害防止組織は、公害防止対策を総括管理する「公害防止統括者」、公害防止対策の技術的事項を管理する「公害防止管理者」及び一定規模以上の特定工場における「公害防止主任管理者」から成り、それぞれ代理者の配置が義務付けられています。

これら公害防止管理者、公害防止主任管理者及び代理者は、工場に設置された施設や規模ごとに区分された国家試験等により資格を取得した者から選任することとされており、また、これらを選任又は解任した際は知事（又は政令で定める市町村長）に届け出なければなりません。

なお、県は研修等の実施により公害防止管理者等の育成及び知識・技術の向上を図っています。

## 5

その他の環境保全対策

その他の環境保全対策

その他の環境保全対策

その他の環境保全対策

その他の環境保全対策

その他の環境保全対策

その他の環境保全対策

その他の環境保全対策

その他の環境保全対策

- その他の環境保全対策

その他の環境保全対策



その他の環境保全対策

その他の環境保全対策

その他の環境保全対策

## 5 公害紛争・公害苦情の処理

### (1) 千葉県公害審査会

公害に係る民事紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、「公害紛争処理法」に基づき、行政機関で処理する紛争処理制度が設けられています。国の公害等調整委員会では裁定並びに重大事件及び広域処理事件等の紛争のあっせん、調停、仲裁を行い、県の公害審査会では、公害等調整委員会で扱う以外の紛争のあっせん、調停、仲裁を行っています。

千葉県公害審査会は 13 名の委員で構成されており、1971 年 3 月の設置以来、2024 年 3 月末までに 90 件の調停事件の処理に当たりました。

2023 年度は、前年度からの継続事件及び新たな申請はありませんでした。

### (2) 公害苦情相談

#### ア 公害苦情相談員

公害紛争処理法第 49 条の規定により、2024 年 3 月末現在、県では環境生活部関係課及び各地域振興事務所に 35 名、市町村では 77 名の公害苦情相談員を設置し、住民からの相談や苦情に対する調査、指導及び助言を行うことによりその解決に努めています。また、公害苦情相談員のほかに、県では 125 名が、市町村では 459 名が担当者として苦情の相談に応じています。

#### イ 公害苦情件数

公害苦情種類別新規受付件数の年度別推移は、図表 6-5-3 のとおりで、2023 年度の新規受付件数は 5,208 件(県 224 件、市町村 4,984 件)です。

苦情内容を種類別に見ると、典型 7 公害については、騒音に関するものが最も多く、次いで大気汚染に関するものとなっており、この 2 種類で典型 7 公害の苦情の約 7 割を占めています。

また、典型 7 公害以外のものでは、廃棄物投棄(1,117 件)が多くなっています。

図表 6-5-3 公害苦情種類別新規受付件数の推移

| 種類別             | 2021  |       | 2022  |       | 2023  |       |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                 | 件     | %     | 件     | %     | 件     | %     |
| 典型 7 公害         | 3,249 | 67.3  | 3,558 | 67.3  | 3,474 | 66.7  |
| 大気汚染            | 991   | 20.5  | 1,031 | 19.5  | 1,128 | 21.7  |
| 水質汚濁            | 138   | 2.9   | 152   | 2.9   | 155   | 3.0   |
| 土壌汚染            | 2     | 0.0   | 10    | 0.2   | 12    | 0.2   |
| 騒音 <sup>注</sup> | 1,253 | 25.9  | 1,380 | 26.1  | 1,393 | 26.7  |
| 振動              | 212   | 4.4   | 247   | 4.7   | 190   | 3.6   |
| 地盤沈下            | 1     | 0.0   | 2     | 0.0   | 4     | 0.1   |
| 悪臭              | 652   | 13.5  | 736   | 13.9  | 592   | 11.4  |
| 典型 7 公害以外       | 1,582 | 32.7  | 1,728 | 32.7  | 1,734 | 33.3  |
| 計               | 4,831 | 100.0 | 5,286 | 100.0 | 5,208 | 100.0 |

注：騒音には低周波音を含みます。

## 6 市町村の環境保全対策

市町村の環境施策は、地理的条件、住民意識の差異等地域の特殊事情を反映するものであり、本県の環境行政体系において重要な役割を果たしています。

2023 年度の市町村環境行政状況調査結果によると、その概況は次のとおりです。

## (1) 公害監視測定体制

環境の現況を把握し有効な施策の確立を図るため、市町村においても公害の監視測定体制の整備、充実に努めています。現在、市町村が常時及び定期監視を行うために設置している大気汚染、騒音、振動関係の測定箇所は東京湾臨海部に多く集まっており、水質汚濁関係の測定箇所は県内全般に分布しています。(図表 6-5-4)

図表 6-5-4 市町村の公害監視測定箇所数

|        | 測定<br>市町村数 | 測定箇所数 |       |       |
|--------|------------|-------|-------|-------|
|        |            | 常時    | 定期    | 計     |
| 大気汚染関係 | 25         | 72    | 189   | 261   |
| 水質汚染関係 | 40         | 0     | 1,113 | 1,113 |
| 騒音関係   | 33         | 15    | 326   | 341   |
| 振動関係   | 12         | 0     | 70    | 70    |

## (2) 公害防止協定

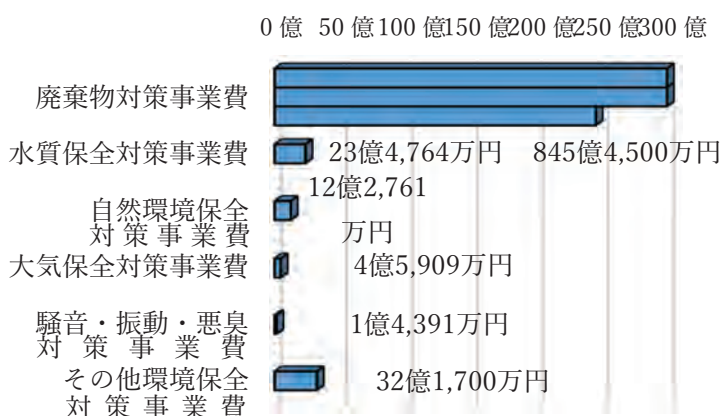
26 市町において、総数 740 企業との間で公害防止協定を締結しており、企業から発生する公害を防止することにより住民の良好な生活環境の確保を目指しています。

市町村別では、野田市 (225 社)、柏市 (94 社)、市川市 (56 社) で締結企業が多く、企業の種類別では、鉄鋼・金属 (122 社)、食料品 (68 社)、化学 (61 社) 等が多くなっています。

## (3) 環境保全対策予算

市町村では財政のひっ迫した状況の中で、多様化する環境問題に対応すべく、環境保全対策予算の確保に努めています。(図表 6-5-5)

図表 6-5-5 市町村における主な事業別予算



## (4) 融資・助成制度

市川市、野田市、流山市、浦安市の 4 市では、中小企業者が行う公害防止事業を対象として融資・助成制度を実施しています。

## (5) 公害苦情相談

2023 年度において市町村が新規に受付した苦情件数は 4,984 件でした。

苦情件数のうち典型 7 公害に関する苦情は 3,312 件で、その内訳は、騒音 1,355 件、大気汚染 1,091 件、悪臭 565 件等となっています。また、典型 7 公害以外の苦情は 1,672 件となっています。

## (6) 調査研究

地域の環境問題の原因究明、解決策の樹立を目指して市町村独自の調査研究が進められています。

2023 年度は、17 市町村で 78 項目について実施されました。調査研究項目を公害の種類別に分類してみると、水質汚染関係 53 項目、土壌汚染関係 11 項目、振動関係 4 項目、大気汚染関係 4 項目、騒音関係 4 項目、悪臭関係 2 項目となっています。

なお、2024 年度は 17 市町村で 76 項目の調査研究が予定されています。